

平成 27 年度 奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会
 第 1 回奄美ワーキンググループ
 議事概要（質問、助言及び要請事項等）

- ＜日 時＞ 平成 28 年 2 月 18 日（木） 12：30～15：30
- ＜場 所＞ 奄美観光ホテル 4 階会議室「平安の間」
- ＜出席者＞ 米田座長、土屋委員、福田委員、宮本委員、山田委員、服部委員、田中委員
 （欠席：太田委員、石田委員。事務局関係者は省略）
- ＜議 事＞
1. 第 1 回科学委員会の概要報告について
 2. 管理計画の枠組みと検討の進め方について
 3. 包括的管理計画（素案）について
 4. 地域別行動計画（奄美大島・徳之島）の検討状況について
 5. その他

＜概 要＞

議事 1. 第 1 回科学委員会の概要報告について

- 平成 27 年度奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会における議論の概要について、事務局より説明を行った。

議事 2. 管理計画の枠組みと検討の進め方について

- 奄美・琉球における管理計画の枠組み及び構成案、その検討体制、推薦書提出までの行程について、事務局より説明を行った。

＜委員質問、助言及び要請事項等＞

- 地域連絡会議について、地域が保全管理に参画することは非常に良いことであり、良い方針となっている。地域部会の構成について、4 地域でカテゴリーに違いが見られる。例えば、西表島では運輸・交通が地元関係団体ではなく別枠となっている。また、地元関係団体と関連 NPO をどのように区別しているのか分からないので、定義してはどうか。
 →地域部会の構成メンバーに関するカテゴリー等について、事務局で相談し検討する。

議事 3. 包括的管理計画（素案）について

- 包括的管理計画（素案）の構成と内容について事務局より説明を行った。

＜委員質問、助言及び要請事項等＞

- 推薦書については一年後に提出すると聞いているが、包括的管理計画もその際に同時に発効されるという理解でよいか。また、管理計画に基づく管理は、その時から始ま

るのか。

→管理計画は推薦書の付属資料という位置づけである。そのため、推薦書の暫定版を提出する2016年9月には管理計画も暫定版という形ではあっても出来上がっている必要がある。2017年1月に正式に推薦書を提出する予定であるため、同様に管理計画も完成させている必要がある。一方、管理計画は、地域の状況の変化によって、柔軟に見直されるものでもある。

- 推薦地・緩衝地帯・周辺地域の区域はいつごろに決定するのか。
→次回の科学委員会で区域の議論ができるように、現在、調整を進めているところ。
- 遺産地域の管理責任は行政機関にある。行政機関（環境省、林野庁、県等）が、どのような形で連携をとる予定なのか伺いたい。
→科学委員会の事務局を環境省那覇自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、沖縄県の4者で務めている。事務所間の物理的距離が離れているが、科学委員会の資料を作成して会議を開催する過程で信頼関係を醸成してきている。今後も、連携を密にしていきたい。
- 包括的管理計画（素案）に記載されている植物種数は今後変更する可能性があるという理解で構わないか。
→「3. 推薦候補地の概要」については、推薦書の書きぶりに準拠させる。推薦書を策定する作業の中で、改訂を行っていく予定である。
- 人工繁殖や再導入に関する記載があるが、既に飼育下繁殖や個体の再導入を実際に行っている種があるか。あるいは推薦書提出までに行う可能性があるのか。
→ヤンバルクイナについては、飼育下繁殖等を行っている。
- 地域区分別目標（推薦地、緩衝地帯、周辺地域）について、それぞれの地域区分に当てはまる具体的な地域・場所がイメージできないので、記述されている文言が適切であるか判断できない。包括的管理計画が、管理の哲学を書いているのか、現状を維持しようとしているのか、目指すものがよく分からない。例えば、推薦地の最後の文言で「自然状態で確実に維持する」とある。しかし、推薦地の現在の自然状態が、理想的な状態で無いことも十分にあり得る。そのような場合も考えると、回復や修復という文言を加え、自然状態を改善することを含める必要があるかもしれない。
→西表島の推薦地の案では、国立公園の特別保護地区・第1種特別地域、森林生態系保護地域の保存地区のいずれかに含まれている場合に、原生的な自然の保護・保全が図られている地域であると言えるため、原則的にはこの保護により、理想的状態が保たれる、またはその状態まで回復するという考え方に基づく表現。

- 推薦地が十分な面積であるならば、自然の遷移に委ねることもできるだろう。しかし、限られた状況で推薦地を設定しているので、モニタリング結果の動向を把握し個体群を保全できるかどうかを確認し、委員の意見を聞きながら管理計画を修正していったほしい。その際には、ある程度自然に手を入れることもありうると考えられる。そのような考え方も、管理計画の思想としては大事ではないか。
- ロードキルについて、例えば徳之島の天城岳の周辺等でロードキルが起きており、緩衝地帯を広げることや利用頻度が少ない林道や農道を廃止するなど積極的な生息地の回復を管理計画に書き込むことで現実に即するものとなるのではないか。
→地域の理解無しには解決できないが、管理計画には地域の努力に光を当てて世界に説明していきたいという趣旨もある。徳之島の例についても、地域の合意を得られ、前向きな取り組みが図られるものであるならば、徳之島の地域別行動計画に具体的な行動計画として記述されると考えられる。
- 林道進入禁止・通行止めなどの措置は、地域別行動計画にも含まれると思うが、包括的管理計画ではどのような位置づけで記載されるのか。
→ロードキルの観点からいうとロードキルの防止にも含まれると考えられるが、適正利用のコントロールという観点から見れば、5) 適正利用とエコツーリズムに含まれる。現在の地域別行動計画案では5) 適正利用とエコツーリズムに含まれている。
- 飼育・栽培個体による生態系への影響の防止に関して、「在来種の近縁種の管理計画対象区域内への意図的導入の防止」という部分が分かりにくい。適切な表現になるように、再度検討してほしい。
- 自然体験型観光という言葉はエコツーリズムを指している。同一の言葉を使用した方がよいので、自然体験型観光をエコツーリズムと言い換えてはどうか。あるいは、5) のタイトルで「エコツーリズム（自然体験型観光）」とする方法もある。
- 行政機関内の連携が非常に重要となる。保全管理のリソース（人・予算）が乏しいので、それぞれの行政機関が持っているリソースを柔軟に活用することが必要である。そのために、行政機関間の協力が必要である。
- 遺存固有種が多いこと、人が攪乱したにも関わらず固有種が残っていることは確かに推薦のポイントである。しかし、奄美・琉球の良さは他にもあり、島々が大陸から分離した後に入ってきた生物が非常に多いことも重要であると考えられる。四方八方から多くの生物が入り込むことで生物多様性が形成され、侵入後に定着するものと滅亡する

ものがある。このようなドラマをぜひ推薦書の段階から入れていただきたい。また、日本人の手によってこのような事実が調べられていることを強調したい。

- 言葉として固有種、希少種、外来種しか管理計画に出てこない。コノハチョウなど固有種の中にも普通に見られる種がある。このような普通種は周辺地域に多いため、観光客もすぐに見ることができる。また、アカヒゲやオオシマゼミ等は音だけで楽しむ観光もできる。リュウキュウアサギマダラの集団越冬も風物詩になっており、この種も人里にいる。もっと身近な人里にも目を向けてほしい。
- コアエリアだけでなく、周辺地域にも貴重な自然があるという指摘である。周辺地域にも貴重な自然が現存していることを踏まえた、コアエリアや緩衝地帯も含めた一体感のある保全を行う必要があり、重要な視点なので管理計画にも盛り込むことも検討してほしい。

議事 4. 地域別行動計画（奄美大島・徳之島）の検討状況について

- 奄美大島地域及び徳之島地域における地域別行動計画の検討状況について、事務局より説明を行った。

〈委員質問、助言及び要請事項等〉

- 「遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化」に関連して、周辺地域・緩衝地域において「生息地の回復」等を上位計画である包括的管理計画にも加えて頂きたい。徳之島地域行動計画では本項目（コリドーの形成等）がある一方、奄美大島には本項目の記載がないので検討して頂きたい。奄美大島のマングース防除事業が成功してきている。大きな成果として、アマミノクロウサギをはじめとする希少種の生息状況が回復してきている。象徴的なこととして、現在、龍郷町のアマミノクロウサギの生息地と金作原以南の生息地が分断されているが、マングースの生息数がゼロに近づきつつあるため、数年以内に連結されると予想している。奄美大島でも積極的な生態的回廊を創出し、森林生息地を保護することを並行して進めることで、30-40年前のように生息地をつなげることができる。これは世界的にアピールできる成果である。そのため、奄美大島地域行動計画においても、徳之島で記述しているようなコリドー形成等を書き入れて頂きたい。安定した希少種の個体群を守るためにコリドーが重要である。

→奄美大島の分断された希少種の生息地について、検討していきたい。

- 地域別行動計画の6) 5「普及啓発等を通じた住民による取り組みの推進」の実施主体に教育研究機関を加えて頂きたい。奄美大島・徳之島で研究した成果を地元に戻ってきていないという指摘を住民から受けることが多いので、実施主体に加えて頂くこ

とで教育研究機関が普及啓発等にコミットしやすくなる。

- 新しい取り組みの中で新規技術が成果として出てきた場合には、積極的に群島全体に対して成果をPRできる仕組みづくりを検討頂きたい。
- 図書館や空港、港湾で世界遺産のコーナー等を設けて、情報発信・広報をすることができる。情報発信する場所を設けることについて、地域行動計画に盛り込むことも検討頂きたい。
- 連続する資産として推薦を目指しているので、相互の地区で普及啓発をするという可能性も考えられる。例えば、奄美大島においてやんばるや西表島の情報を提供するような啓発活動を行うことで、自然がリンクしていることで意味があるという視点を地元で育てることも大事ではないか。
- 希少種の採取に関して、例えばコノハチョウについては、沖縄県では天然記念物であるため採取禁止となっているが、一方の鹿児島県では規制が特にない。世界遺産登録審査の際に、このような規制の不統一があることについて疑問を抱くのではないか。→種ごとの生息状況や捕獲圧がどのくらいであるか等を考慮して、どのような政策的ツールを活用するのが効果的であるか事務局内で相談したい。
- 昆虫採取を禁止することの弊害もある。例えば、昆虫少年が減少したり、昆虫に関連する雑誌を出せなくなったりした。その他にも、ガイドの養成、エコツーリズムの案内、地元の目による監視をできなくなる可能性もある。また、自然保全の気持ちや芽を摘んでしまう可能性もある。条例等による昆虫採取の禁止には、プラスの面とマイナスの面があるので、両面を考慮する必要があり、環境教育を進めていく等担保措置を考えなくてはならない。
→昆虫採取を規制することの効果と悪影響を慎重に判断することが必要であろう。また、地元向けの環境教育の中で虫採り等を通して、地元の子供たちの環境マインドを育てることも大事である。環境省においても、昆虫捕獲が悪であるとは考えていない。一方で、希少な昆虫類を大量に捕獲する人がいることも事実であるので、この課題に対処するための規制やパトロールを強化することは必要である。地域別行動計画においても、規制やパトロールの対象となる種を明記しておく必要がある。
- 包括的管理計画について、奄美と琉球で一緒に作っていくものである。奄美ワーキンググループ・琉球ワーキンググループの議事録ができるのに合わせ、それぞれの意見を取り入れた改訂版ができる。二つのワーキンググループで出された考えを相互に勉強できるような工夫を検討してほしい。

→HP 上でワーキンググループの議事録・議事概要を掲載したり、地域部会の中で、具体的な議論の内容を紹介したり、といったことも検討したい。

- ノネコ対策・ノヤギ対策等の外来生物対策に関連して、包括的管理計画・地域行動計画それぞれにおいて家畜・栽培植物の管理を記述してほしい。世界自然遺産の島々の愛玩動物・家畜等の飼い方の理想を掲げて頂きたい。その記述によって、ノネコ対策の中で、飼い猫の逸出防止、不妊措置や所有者の明示等につながると考える。海外の世界自然遺産の例では、ネコを飼うことを禁止している条例をもっている地域もある。
- 地域行動計画のノネコ対策として、既に記載されているノネコの捕獲排除に加えて、ノネコの供給源対策として、参加型手法を組み込んでいったらどうか。規制や禁止という方法だけでなく、優良飼養者をモデルとした飼養者モラルの向上を行うことができる。参加型手法を取ることで、世界自然遺産の島における適正なネコの飼い方を考える機会を提供することも大事である。参加型手法について検討頂きたい。

議事5. その他

- 事務局より、設置要綱（別紙）に記載のあるメンバーの肩書に変更があった旨、説明を行った。

以上